

## 犬山市民ギャラリー出展申請書

令和 年 月 日

犬山市長様

出展者 団体名 ( )  
氏名:  
(代表者)  
〒  
住所:  
電話:( ) -  
FAX:( ) -

私は、「犬山市民ギャラリー」の趣旨に賛同し、裏面の「使用に関する諸条件」を十分理解し納得した上で、出展申請をします。

1. 展覧会の名称 『 』
2. 主な内容 \_\_\_\_\_
3. 希望の期間
- 第一希望 令和 年 月 日から 月 日
- 第二希望 令和 年 月 日から 月 日
- 第三希望 令和 年 月 日から 月 日
4. 過去の出展状況 ( ) 内に○をつけて下さい。
- ( ) 初参加
- ( ) 令和5年度(昨年度)
- ( ) 令和4年度以前に参加 ( 年度参加)

※初出展者を優先し、話し合いまたは抽選で出展者を決定します。

☆申し込み受付期間：令和6年5月4日(土)～5月18日(土) 午前9時～午後5時まで  
※5月7日(火)と13日(月)は休館日

## ☆出展に関する諸条件

### 1 出展の内容などに関すること

- (1) 絵画、書、工芸、写真、デザイン、手芸、その他芸術的作品とします。
- (2) 自作作品の個展、あるいはグループ展とします。
- (3) 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど、公安、衛生法規に触れるおそれのあるものは展示できません。

### 2 出展の方法などに関すること

- (1) 搬入、展示、鑑賞、搬出の時刻や方法については、南部公民館担当者の指示に従い出展者が責任を持って行ってください。
- (2) 作品の監視は、出展者及びその関係者が責任を持って行ってください。
- (3) 看板、案内等の表示は、出展者で行ってください。
- (4) 作品の販売行為は、厳禁です。
- (5) 盗難、紛失、汚損破損、不測の事故等により、出展者及び鑑賞者に損害が生じた場合、当館はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

### 3 手続きに関すること

- ・「犬山市民ギャラリー出展申請書を提出していただいた後、事前打ち合わせ会で出展者を決定します。
- ・出展者に決定された方は、その後、「犬山市公民館利用許可申請書」「犬山市公民館利用料減免申請書」を提出してください。

### 4 許可の取り消しに関すること

- ・前記の出展内容、出展方法に違反したとき、ギャラリーの秩序維持、管理上の必要があると認めたときは、館長は利用許可を取り消し、利用の中止を命じることがあります。